

提案する諸条例等の制定要旨

議案第17号 南あわじ市市民センター条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、市民センター使用料の納付方法を施設使用期日前に納める前納制から、市長が定める期日までに納付するよう改正するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和4年4月1日と定めています。

議案第18号 南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）により「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」が改正され、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が行う恩給・共済年金担保融資が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和4年4月1日と定めています。

議案第19号 南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、南あわじ市いじめ問題対応委員会を構成する委員を変更するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和4年4月1日と定めています。

議案第20号 南あわじ市働く婦人の家条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、施設利用者の利便性を高めるため、施設使用料の納付方法を前納制から市長が定める期日までに改めるもの、及び施設の講習室及び研修室を新たに使用の対象とし、使用料等の項目を定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和4年4月1日と定めています。

議案第21号 南あわじ市吹上浜野外教育センター条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、使用時間について改正をすることにより利用者の利便性を高めるものその他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和4年4月1日と定めています。

議案第 2 2 号 南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、南あわじ市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成 1 7 年南あわじ市条例第 4 7 号）に基づき普通財産として交換を予定している西淡社会教育センターグラウンドを廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 4 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 2 3 号 南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、公民館施設使用料の納付方法を施設使用期日前に納める前納制から、市長が定める期日までに納付するよう改正するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 4 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 2 4 号 南あわじ市衛生センター条例を廃止する条例制定について

この条例制定は、南あわじ市下水放流施設の操業を開始し、規則で定める日をもって南あわじ市衛生センターを閉鎖するため、本条例を廃止するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日から起算して 9 か月を超えない範囲内において規則で定める日からと定めています。

議案第 2 5 号 南あわじ市下水放流施設条例制定について

この条例制定は、し尿を衛生的に処理することを目的として、南あわじ市下水放流施設を設置するため、本条例を制定するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 4 年 8 月 1 日と定めています。

議案第 2 6 号 南あわじ市サンライズ淡路条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、サンライズ淡路の淡路ふれあい公園にコワーキングスペースを新設し、使用料及び開設時間を規定するため、改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 4 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 2 7 号 南あわじ市陸の港西淡条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、本市のサイクルツーリズムを民間事業者と共に推進するため、陸の港西淡におけるレンタサイクルの使用料を民間事業者水準に改めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 4 年 6 月 1 日と定めています。

議案第28号 南あわじ市海水浴センター条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地域活性化に資するため、慶野松原海水浴場の売店使用料を阿万海岸海水浴場と同等の単価に改めるほか、慶野松原海水浴場の休憩所等及び芝生広場を新たに使用の対象とし、使用料等の項目を定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和4年6月1日と定めています。